

積水ハウス株式会社 コーポレートガバナンス基本方針

## 目次

序文 .....	2
第1章 総則 .....	3
1 はじめに .....	3
2 本基本方針の決議・変更.....	3
3 見直しと検証.....	3
第2章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方.....	3
1 基本的な考え方.....	3
2 ステークホルダーとの適切な関係.....	3
3 コーポレートガバナンスの体制の概要.....	4
第3章 株主の権利・平等性の確保.....	5
1 株主総会 .....	5
2 議決権 .....	6
3 少数株主権 .....	7
4 株主平等原則等.....	7
5 株主還元に関する基本的な方針.....	7
6 株主の利益を害する可能性がある資本政策.....	7
7 買収防衛策についての考え方・公開買付けに付された場合の対応等.....	7
第4章 コーポレートガバナンスの体制.....	8
1 取締役会・取締役.....	8
2 独立社外取締役.....	10
3 執行役員 .....	11
4 諮問機関 .....	12
5 監査役・監査役会.....	13
6 会計監査人 .....	15
7 内部通報制度.....	16
第5章 情報開示と株主・投資家との対話.....	16
1 会社情報の適切な開示と透明性の確保.....	16
2 株主・投資家との建設的な対話.....	17
第6章 その他 .....	18
1 資本政策の基本的な方針.....	18
2 政策保有株式に関する基本的な方針.....	18

## 序文

私たち積水ハウスグループは、企業理念として、根本哲学を「人間愛」、基本姿勢を「真実・信頼」、目標を「最高の品質と技術」、事業の意義を「人間性豊かな住まいと環境の創造」に据えています。

根本哲学である「人間愛」とは、「人間は夫々かけがえのない貴重な存在である」という認識の下に、相手の幸せを願いその喜びを我が喜びとする奉仕の心を以て何事も誠実に実践する事」であり、積水ハウスグループは、この「人間愛」に根差し、「真実・信頼」を旨として、「最高の品質と技術」の提供を通して、「人間性豊かな住まいと環境の創造」という使命を担ってまいります。

積水ハウスグループは、企業理念に立脚し、持続可能な社会の構築に寄与すべく、「サステナブル・ビジョン」として、『4つの価値』、すなわち「環境価値」（エネルギー、資源、化学物質、生態系の観点から環境負荷を軽減）、「経済価値」（魅力的な付加価値の提供、適正な利益の社会還元）、「社会価値」（共存共栄、地域文化や縁を大切にしたまちづくり、人材づくり）、「住まい手価値」（お客様に「いつもいまが快適」を実感していただく住まいづくり）の創造・提供を掲げています。また、住まいづくりを通じた社会課題の解決への貢献により、さまざまなステークホルダーとの共有価値を創造する「CSV（共有価値の創造：Creating Shared Value）」を実践し、企業価値の向上に努めてまいります。

コーポレートガバナンスは、持続的に企業価値を向上させるために必要な企業統治の仕組みであり、ステークホルダーとの共有価値を創造する基盤というべきものです。コーポレートガバナンスに関する考え方や枠組みを、ステークホルダーの皆様に対して広く開示するとともに、継続的に充実を図ってまいります。

ここに、積水ハウス株式会社のコーポレートガバナンスに関する基本方針を定め、公表します。

2016年10月20日

積水ハウス株式会社 取締役会

## 第1章 総則

### 1 はじめに

本基本方針は、積水ハウスグループ（※）（以下「当社グループ」といいます。）が、「人間愛」の根本哲学に根差した「人間性豊かな住まいと環境」を創造する事業を通じて、ステークホルダーの皆様と共有する価値を創造するため、その基盤である積水ハウス株式会社（以下「当社」といいます。）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や枠組みを定めたものであり、ステークホルダーの皆様公表するものです。

また、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等に加えて、東京証券取引所有価証券上場規程において尊重規定として定められたコーポレートガバナンス・コードが開示を求めるその他の事項について、本基本方針の公表を通じて、開示します。

（※）本基本方針において、「積水ハウスグループ」とは、当社及び当社の連結子会社をいうものとします。

### 2 本基本方針の決議・変更

本基本方針は、取締役会において決議しています。

本基本方針の変更は、取締役会の決議によるものとします。

### 3 見直しと検証

取締役会は、コーポレートガバナンスをさらに深化・充実させるため、本基本方針を継続的かつ定期的に見直し、検証を行います。

## 第2章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

コーポレートガバナンスとは、あらゆるステークホルダーの信頼を得ながら持続的に企業価値を向上させるために必要な企業統治の仕組みの総体であり、当社グループは、「人間愛」を根本哲学とし、「真実・信頼」、「最高の品質と技術」、「人間性豊かな住まいと環境の創造」を掲げる企業理念に則り、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置付けて、その体制を構築し、迅速かつ誠実な経営に取り組みます。〔原則3-1（ii）〕

### 2 ステークホルダーとの適切な関係

当社グループは、株主・投資家、顧客、消費者、協力工事店・取引先の皆様、従業員、地域・社会等のステークホルダーとの対話を重視し、誠実に接し共に発展することを目指します。〔基本原則2〕

(1) 株主・投資家の皆様との関係

健全な成長による企業価値の向上と安定的な利益還元を行うため、公正で透明性の高い経営を行います。また、株主の皆様のご権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に資する適切な対応及び環境の整備を行います（第3章）。

〔基本原則1〕

(2) お客様との関係

お客様の大切な資産が長く愛着を持って生かされるように、お客様第一の姿勢でコミュニケーションを大切に、誠実さと奉仕の心を持ってお客様満足度を高めます。また、商品及びサービスの提供にあたっては、常に安全性を留意し、より高度な快適性を目指します。

(3) 消費者の皆様との関係

人間性豊かな社会と暮らしの創造に向けて、良き信頼関係を築けるよう、積極的な情報開示を感性豊かに行います。

(4) 協力工事店・取引先の皆様との関係

お客様満足の実現を通じて共に発展していくために、協力工事店をはじめとする取引先の皆様との間で、公正で対等な取引に努め、温かい共存関係を育てます。

(5) 従業員との関係

従業員がその能力を生かし、価値ある仕事を通じて創造的成長を遂げられるよう、多様な一人ひとりの個性を尊重し、公正かつチャレンジ精神のあふれる職場環境・制度を整備します。

(6) 地域・社会との関係

地球環境を守りつつ、すべての人が人間らしい豊かな暮らしを実現できるよう、地域の文化と豊かさをはぐくみ、住まいと暮らし、そして住文化に密着する住宅企業らしさを生かし、社会還元、協力と参画に努めます。

### 3 コーポレートガバナンスの体制の概要

(1) 監査役会設置会社

会社法が定める機関設計については、監査役会設置会社を採用します。

(2) 取締役会の責務

取締役会は、中長期的な企業価値の向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定を行うとともに、業務執行の監督・評価、内部統制やリスク管理体制等経営の健全性確保のための体制整備等をその責務とします。〔基本原則4、原則4-1〕

### (3) 執行役員制

業務執行の機動性を確保し、執行責任の明確化を図るべく、執行役員制を導入します。

### (4) 業務執行の監督と業績等の評価

取締役会は、取締役・執行役員の業務執行について、客観的かつ実効性の高い監督に努めます。

また取締役会は、取締役・執行役員の選解任等の人事や報酬を決定するにあたり、業績等の評価を適正に反映します。その公正性と透明性の確保のため、社外役員等を構成員とする人事・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の選解任等の人事及び報酬に関し、取締役会に意見を述べます。〔原則4-3、補充原則4-3①〕

### (5) 内部統制やリスク管理体制の整備

取締役会は、会社法が定める内部統制システム構築の基本方針の制定・改定を行い、その運用状況について検証します。

また取締役会はリスク管理体制の適切な構築やその運用状況について監督します。その実効性の確保のため、リスク管理委員会は、取締役会の諮問機関として、リスク管理体制の整備に関し、取締役会に意見を述べます。

監査役・監査役会は、独立した立場から、内部統制システムやリスク管理体制の構築やその運用状況について監査を行います。その実効性の確保のため、監査役・監査役会は、社外取締役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役等との情報共有と連携を十分に図ります。〔原則4-3、補充原則4-3②〕

## 第3章 株主の権利・平等性の確保

### 1 株主総会

#### (1) 総論

株主総会は、株主の皆様が直接参加して、会社の基本的な意思決定を行う最高の意思決定機関であり、株主の皆様の意思が適切に反映されるように開催・運営します。

(2) 開催日時・開催場所

株主総会に多くの株主様にご出席いただけるように配慮し、開催日及び開催場所を適切に設定するとともに、株主総会関連の日程について可能な限り早期に開示します。  
〔補充原則 1-2③〕

(3) 株主総会の招集通知等

- ア 株主の皆様が、株主総会の議案について十分な検討をいただけるよう、株主総会開催日の3週間前を目途に、招集通知の発送・電子的公表を行います。〔補充原則 1-2②〕
- イ 招集通知（議決権行使のための参考事項の記載を含みます。）には、株主の皆様の議決権行使の判断に資するように、必要かつ具体的な情報を記載するように努めます。〔補充原則 1-2①〕
- ウ 招集通知の英訳版を作成し、日本語版の招集通知の発送・電子的公表と同時期に当社ホームページ及び東京証券取引所のホームページで公開します。〔補充原則 1-2④〕

(4) 株主総会の運営

株主総会が株主様との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会においては、事業の内容、今後の課題等について、分かりやすい映像資料等を利用しつつ十分な説明を行います。また、株主様からの質問時間を十分に確保します。〔原則 1-2、補充原則 1-2①〕

(5) 議案に関する賛否の状況分析

株主総会において10%を超える割合の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められる場合、株主総会後に開催される取締役会において、その理由や原因の分析を行い、対応の要否について検討を行います。〔補充原則 1-1①〕

## 2 議決権

(1) 総論

株主総会における議決権が、株主の皆様の最も基本的な権利であることに鑑み、実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。〔原則 1-1〕

(2) インターネット等による議決権行使

当社は、幅広く株主の皆様が議決権の行使をしていただくため、書面及びインターネットによる議決権行使の機会を提供します。〔補充原則 1-2④〕

### (3) 信託銀行等の名義の株式についての議決権行使

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の議決権行使について、議決権電子行使プラットフォームを利用することにより、その権利行使の促進に取り組んでいます。そのような機関投資家等から、株主総会の出席について希望があった場合には、その対応について、株主名義人である信託銀行等と協議しつつ、検討を行います。〔補充原則1-2⑤〕

### 3 少数株主権

少数株主権の行使方法は、株式取扱規則において明確にし、株主の皆様の権利保護に努めます。〔補充原則1-1③〕

### 4 株主平等原則等

当社は、いずれの株主の皆様についても、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱います。また、特定の株主に対し、財産上の利益の供与等の特別な利益の提供を行いません。

### 5 株主還元に関する基本的な方針

株主還元に関する基本的な方針については、決定の都度、適切な時期に、決算短信等の適切な媒体に記載し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様説明を行います。

### 6 株主の利益を害する可能性がある資本政策

支配権の異動や大規模な希釈化をもたらす資本政策の実施等により、既存株主の皆様利益を不当に害する可能性がある場合、取締役会・監査役は、必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続を踏襲して、株主の皆様への十分な説明を行います。〔原則1-6〕

### 7 買収防衛策についての考え方・公開買付けに付された場合の対応等

健全な経済活動における当社株式の取得及びそれに伴う株主権利の行使による経営支配権の異動を否定しません。

しかし、当社株式の大量取得を目的とする買付け又は買収の提案については、その買付け行為や提案の適法性はもとより、当該買付け等の事業内容及び事業計画並びに過去の投資行動等から、当該行為や提案が当社企業価値向上及び既存株主共同の利益に資するか否か、さらにはあらゆるステークホルダーの皆様に対する影響等を考慮して各々対応について判断します。

なお、現在、当社はいわゆる買収防衛策は定めておりません。

また、当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会の立場や考え方を株主の皆様説明し、公開買付けに応じる権利を不当に妨げる措置は行いません。〔原



則1-5、補充原則1-5①]

## 第4章 コーポレートガバナンスの体制

### 1 取締役会・取締役

#### (1) 取締役会の役割

取締役会は、次の①から⑤のとおり、中長期的な企業価値向上のため、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定、重要な業務執行の意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の業務執行の監督・評価、内部統制やリスク管理体制等経営の健全性確保のための体制整備等をその責務とします。〔基本原則4〕

#### ①経営方針及び経営戦略・経営計画の策定

- ア 取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定について、中心的な役割を担います。
- イ 取締役会は、経営戦略を踏まえた中期経営計画を株主に対するコミットメントとして認識し、その実現に向けて最善の努力を行います。計画策定後の事業環境の変化や業績の状況に応じ、適宜、計画の見直しを行います。中期経営計画が未達に終わった場合には、真摯に原因の分析を行い、次期の計画策定に活かすこととします〔補充原則4-1②〕。
- ウ 取締役会は、企業理念をはじめとする経営方針等を踏まえた経営の継続性を確保し、かつ、著しい企業環境の変化への対応を踏まえて、企業価値の向上に資する経営陣幹部の後継者の計画について適切に監督を行うものとします〔補充原則4-1③〕

#### ②重要な業務執行の意思決定

取締役会は、重要な業務執行について、意思決定を行います。但し、取締役会は、経営方針及び経営戦略・経営計画の策定が中心的な役割であるとの認識に立ち、審議事項を不断に検討し、個別の業務執行に関する意思決定は、可能な限り取締役・執行役員に委任することにします。委任の範囲は、取締役会付議基準及び稟議規則に明確に定めます。委任の範囲の概要は、次のとおりです。〔補充原則4-1①〕

〔委任の範囲の概要〕

- ・ 100億円未満の分譲用土地・賃貸事業用不動産の取得、借入
- ・ 50億円未満の設備投資等

#### ③業務執行の監督・業績等の評価

- ア 取締役会は、取締役・執行役員等の業務執行の状況について、実効的な監督を行います。
- イ 執行役員は、業務の執行状況について取締役会の求めに応じ、随時及び定期的に、取締役会に報告を行います。
- ウ 取締役会は、公正かつ客観的に、業績等の評価を反映した取締役・執行役員の選解任等の人事を行うため、社外役員等を構成員とする人事・報酬諮問委員会の意見等を踏まえて、これらの決定を行います。〔補充原則4-3①〕
- エ 取締役会は、公正かつ客観的に、業績等の評価を反映した取締役・執行役員の報酬の基本方針や支給報酬の決定を行うため、社外役員等を構成員とする人事・報酬諮問委員会の意見等を踏まえて、これらの決定を行います。

#### ④内部統制・リスク管理体制等経営の健全性確保のための体制整備等

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針（業務の適正性を確保するための体制）の制定・改定を行うとともに、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制に関する課題を含むリスク管理体制について、諮問機関であるリスク管理委員会からの報告や答申を受ける等して、その整備及び実効的な運用に努めます。〔補充原則4-3②〕

#### ⑤関連当事者間の取引の監督

当社と取締役との間で取引を行う場合については、定価販売等利益相反のリスクが少ない特別な事情がある場合を除き、取締役会における承認を要することとし、その重要な事実については事後報告を行うこととします。また、事業年度毎に、取締役及びその近親者との取引の有無に関して、各取締役に書面による調査を行い、取引状況の把握に努めます。〔原則1-7〕

### (2) 取締役

#### ①取締役の任期

取締役の任期は2年とします。

#### ②取締役会の構成・取締役候補者の選定方針と手続

取締役会の構成、取締役候補者の選定方針と手続は、別紙1【取締役会の構成、取締役及び執行役員の選定の方針と手続】のとおりとします。〔原則3-1(iv)、原則4-1.1、補充原則4-1.1②〕

#### ③取締役の報酬決定方針と手続

ア 取締役の報酬は、次のとおり、基本報酬、株価上昇による意欲や士気を高める

ことを目的とした株式報酬型ストックオプション及び賞与により構成しています。〔原則4-2、補充原則4-2①〕

i 基本報酬

役位ごとの役割の大きさと責任範囲に加え、当社の経営状況等を勘案して固定報酬として決定します。

ii 株式報酬型ストックオプション

株主総会決議の枠内で、内規に基づき計算された金額を基礎として、その時の株価水準により決定します。

iii 賞与

各期の売上、利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素にも鑑みて、総合的な考慮のもとに決定します。

イ 取締役の報酬の決定方針は、人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を踏まえて、取締役会で決議するものとします。

ウ 取締役の報酬の総支給額及び個別支給額については、人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を踏まえて、決定します。〔原則3-1 (iii) 〕

④取締役のトレーニング等

取締役に対しては、別紙2【取締役・監査役のトレーニングの方針】のとおり、各々が役割や責務を果たすために必要又は有用な知識を得るための機会を適宜継続的に提供します。また、研修参加費用等は、当社が負担します。〔原則4-14、補充原則4-14①・②〕

(3) 取締役会の運営

取締役会での建設的な議論・意見交換を促進すべく、議事資料の事前配布に努めます。また、取締役の個別の求めに応じ追加の資料の提供を行います。

取締役会議長と招集権者とは別の取締役がこれにあたることを原則とし、取締役会議長は、取締役会の議事運営において、特に社外取締役及び社外監査役に対して意見陳述を積極的に求める等、自由闊達な議論を促します。〔原則4-12・13、補充原則4-12①・4-13①〕

(4) 取締役会の実効性評価

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行います。〔原則4-11、補充原則4-11③〕

## 2 独立社外取締役

(1) 役割〔原則4-6・7〕

- ア 独立社外取締役は、自らの知見を生かして、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社内において積極的に意見を述べます。
- イ 独立社外取締役は、一般株主の皆様と利益相反が生じるおそれのない取締役として、経営者と一般株主の皆様の利益が相反するおそれのある行為等の監督について積極的な役割を果たします。
- ウ 独立社外取締役は、客観的な立場から、業務執行の監督や業績等の評価に積極的な役割を果たすものとし、人事・報酬諮問委員会に構成員として参画します。〔補充原則4-10①〕
- エ 監査役、会計監査人、内部監査部門と連携し、コンプライアンス、リスク管理の体制及びその運用状況を把握します。

## (2) 人数等

独立社外取締役は2名以上選任します。〔原則4-8〕

## (3) 独立性基準

社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、当社が定める独立性基準を満たすものとします。独立性基準は、別紙3のとおりです。〔原則4-9〕

## (4) 他機関等との連携

独立社外取締役及び独立社外監査役等を構成員とする会議を実施し、情報及び意見の交換を行います。その他、独立社外取締役が、必要に応じ、直接又は従業員を介する等して、取締役、執行役員、監査役会、会計監査人等と連携が取れる体制を整備します。〔補充原則4-8①・②、4-13③〕

# 3 執行役員

## (1) 執行役員の職務と権限

- ア 執行役員は、取締役会の決定に基づき、会社の業務執行を分担し、業務執行の責任者として定められた業務担当分野について、経營業務を執行する権限を行使します。
- イ 執行役員は、その権限に属する業務担当分野の執行について、取締役会に対して全責任を負います。
- ウ 執行役員は、定期的に、又は取締役会若しくは代表取締役の求めに応じて、担当する業務執行状況について報告するものとします。

## (2) 選任

執行役員は、取締役会が、人事・報酬諮問委員会の意見等を踏まえて、選任します。

(3) 任期

執行役員の任期は、2年間とします。

(4) 報酬等

- ア 取締役を兼務している執行役員の報酬は、すべて取締役の報酬とみなします。
- イ 取締役を兼務しない執行役員の報酬の支給方針は、人事・報酬諮問委員会の意見等を踏まえて、取締役会で決議します。
- ウ 取締役を兼務しない執行役員の報酬の総支給額及び個別支給額については、人事・報酬諮問委員会で審議の上、その意見を踏まえて、決定します。

(5) 執行役員会

執行役員会は、業務執行の意思決定の伝達及び情報共有の場として開催します。

#### 4 諮問機関

(1) 人事・報酬諮問委員会〔補充原則4-3①、原則4-10〕

①意義・目的

- ア 人事・報酬諮問委員会は、取締役・執行役員の選解任等の人事について、別紙1【取締役会の構成、取締役及び執行役員の選定方針と手続】に則り適正に選定されているか等に関し、公正性と透明性を確保することを目的とします。
- イ 人事・報酬諮問委員会は、取締役・執行役員の報酬等（報酬、賞与等名目の如何を問わず職務執行の対価をいい、株式又は新株予約権の付与等金銭以外の財産上の利益を含む。）について、業績等の評価を適正に反映しているかやインセンティブとして効果的であるか等に関し、公正性と透明性を確保することを目的とします。  
〔原則4-10〕

②職務内容

- ア 取締役・執行役員の選解任等の人事にかかる次の事項に関して審議し、取締役会に意見を述べます。
  - i 取締役・執行役員の選解任に関する方針又はその変更
  - ii 取締役の選任
  - iii 代表取締役の選任、解任
  - iv 執行役員の選任、解任
  - v 取締役・執行役員の職掌の委嘱、変更又は解除
  - vi 取締役・執行役員の人事に関する会社の重要な規則の制定、改廃案等

- vii i から vi のほか、取締役・執行役員の人事に関し、取締役会から特に付託された事項及び重要な事項
- イ 取締役・執行役員の報酬等にかかる次の事項に関して審議し、取締役会に意見を述べます。
- i 取締役・執行役員の報酬制度及び報酬等の支給方針又はこれらの変更
  - ii 取締役の報酬枠案
- III 取締役及び執行役員全員の報酬支給総額（非金銭報酬の割当等を含む。）
- iv 取締役及び執行役員の個人別報酬支給額（非金銭報酬の割当等を含む。）
  - v 取締役及び執行役員の報酬等に関する会社の重要な規則の制定、改廃案
  - vi i から v のほか、取締役会から取締役・執行役員の報酬等に関し、特に付託された事項

### ③構成

取締役及び監査役で構成します。ただし、委員の半数以上は、独立社外取締役又は独立社外監査役とします。〔補充原則 4-10①〕

## (2) リスク管理委員会〔補充原則 4-3②、原則 4-10〕

### ①意義・目的

リスク管理委員会は、取締役会によるリスク管理体制の整備について、その運用を含めた実効性を確保することを目的とします。

### ②職務内容

当社グループのコンプライアンス、財務報告に係る内部統制に関する課題を含めたリスク管理体制の整備状況を集約・検証のうえ、取締役会に報告するとともに、リスク管理体制の構築・運用に関する助言等を行います。

### ③構成

取締役、執行役員で構成し、課題に応じて適宜増員等を行うものとします。

## 5 監査役・監査役会

### (1) 構成・人数等

監査役は3名以上選任するものとし、うち半数以上を独立社外監査役、その余を常勤監査役とします。

### (2) 監査役の役割と職務〔原則 4-4、補充原則 4-4①〕

- ア 監査役は、強い独立性を生かして、コンプライアンスを中心に、業務執行全般の監査を行います。
- イ 監査役は、個別の業務執行だけでなく、当社グループの業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の内容及びその運用状況全般について監査します。
- ウ 監査役は、内部監査部門と連携する等して、必要に応じて往査を実施する等して情報収集を行い、業務執行の実務に応じた監査を行います。
- エ 監査役は、取締役会に出席し、業務執行の適正確保の観点から、積極的に意見を述べます。また、必要に応じ取締役会以外の重要会議にも出席する等し、同様の意見を述べるものとします。
- オ 監査役は、必要に応じて法令が認めている取締役や従業員等に対する調査権限（報告請求・業務財産調査権。子会社調査権を含みます。）を行使します。また、取締役により不正の行為等がなされるおそれがあるときは、躊躇なく取締役会への報告を行います。必要がある場合には、取締役会の招集を行い、さらには違法行為差止請求権の行使等の是正権限を行使します。〔原則４－１３、補充原則４－１３①〕

### （３）独立社外監査役〔原則３－１（iv）〕

#### ①独立性基準

独立社外監査役は、会社法に定める社外監査役の要件だけでなく、当社が定める独立性基準（別紙３）を満たすものとします。〔原則４－９〕

#### ②知見・経験等

法律、会計、企業経営、内部統制又は監査実務等、経営の健全性維持に関し、相応の知見や経験等を有する方を指名します。〔原則４－１１〕

### （４）常勤監査役

常勤監査役には、当社業務について精通し、高度な情報収集能力と分析能力を有する方を指名します。〔原則３－１（iv）〕

### （５）監査役会

- ア 監査役会は、独任制の機関である監査役による監査を組織的に行い、監査の実効性を確保するため、監査役相互の情報交換と整合性がありかつ統一的な監査方針を決定します。ただし、各監査役の権限の行使は妨げないものとします。
- イ 監査役会は、各監査役の報告に基づき、監査報告を作成し、監査意見を形成します。ただし、各監査役が自己の監査役監査報告の内容を付記することを妨げません。

- ウ 監査役会は、監査役の選任についての同意権について、監査役の地位強化の観点から適切に行使します。〔原則 3-1 (iv) 〕
- エ 監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するため、会計監査人の評価基準を策定しています。監査役会は、上記評価基準及び社内規則に従い、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かを定期的に評価します。〔原則 3-2、補充原則 3-2 ①〕

## (6) 職務支援体制等

### ①監査役のトレーニング

監査役に対しては、別紙 2【取締役・監査役のトレーニングの方針】のとおり、その役割や責務を果たすために必要又は有用な知識を得るための機会を適宜継続的に提供します。また、研修参加費用等は、当社が負担します。〔原則 4-1 3、補充原則 4-1 3 ①・②〕

### ②監査役補助体制

監査役職務を補助する体制として、監査役室を設置し、専任者を含む従業員を複数名配置します。

当該従業員については、兼任者の所属部署の指揮命令が及ばないこと、従業員の人事上の処分については、監査役の意見を聴取すること等、職務の独立性を確保します。〔原則 4-1 3〕

### ③外部専門家の利用

監査役及び監査役会は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を適宜活用し、その場合には、会社に対し費用を償還できることとします。〔補充原則 4-1 3 ②〕

## 6 会計監査人

### (1) 会計監査人の選任

会計監査人は、監査役会が、会計監査人の選定基準及び社内規則に従い、独立性と専門性を有しているか否かを評価し、当該評価を踏まえ、選任議案を決定します。〔原則 3-2、補充原則 3-2 ①〕

### (2) 会計監査に対する対応〔原則 3-2、補充原則 3-2 ②〕

#### ①監査時間の確保

取締役会及び監査役会は、会計監査人から提示される監査方針及び監査計画を踏まえて協議を実施し、会計監査人による監査時間を十分に確保するようにします。



## ②経営陣幹部とのアクセスの確保

会計監査人が、経営陣幹部とのアクセス（面談等）する機会を確保します。

## ③会計監査人と他機関の連携

ア 会計監査人が、必要に応じて監査役会に出席する等の方法により、監査役会と外部会計監査人は、双方の監査方針及び会計監査状況等を確認するとともに情報交換を実施する等、連携を確保します。

イ 内部監査部門と外部会計監査人とは、定期的に相互の監査の状況を報告しており、適正な監査の実行に向けて情報の共有化を図っています。

ウ その他、会計監査人、監査役、内部監査部門及び社外取締役が十分に連携し実効性ある監査を可能とする体制を構築します。

## ④不正を発見した場合の対応

会計監査人が、不正を発見し適切な対応を求めた場合、又は、不備・問題点の指摘をした場合には、調査の上、取締役会に対する報告を行い、取締役会は是正措置を取ります。

## 7 内部通報制度

取締役会は、内部通報に係る適切な体制を整備するとともに、その運用状況について監督します。〔原則2-5、補充原則2-5①〕

## 第5章 情報開示と株主・投資家との対話

### 1 会社情報の適切な開示と透明性の確保

#### (1) 情報開示の基本方針

当社は、積水ハウスグループ企業行動指針及び企業倫理要項に基づき、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様に対して、経営方針をはじめ財務情報や事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示します。

また、当社の経営理念・経営方針を明確に伝え、正しい理解や適切な信頼関係を築くために、ステークホルダーの皆様との直接的なコミュニケーションによって積極的な対話に努め、皆様からいただくご意見を経営判断の参考とします。〔基本原則3、原則5-2〕

#### (2) 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法その他の法令及び当社の有価証券を上場している証券取引所が定める適時開示規則に沿って情報開示を行っています。

また、当社では適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断等に影響を与えられると思われる決定事項・発生事項及び決算に関する情報や商品・技術・サービス等に関してステークホルダーの皆様にお伝えすることが望ましいと思われる情報については、できるだけ速やかにかつ公正に情報開示を行います。

### (3) 情報開示の方法

適時開示規則が定める適時開示情報については、TDnetにて開示するとともに、その他の情報も含め、プレスリリースや当社ホームページへの掲載、決算説明会資料等の決算書類への記載等、さまざまな手段を通じ、広く公平な情報開示に努めます。

また、サステナビリティレポート（持続可能性報告書）や株主の皆様向けのビジネスレポート（事業報告書）、アニュアルレポート（英文のみ）を定期的に発行し、経営方針や事業の進捗状況をお知らせします。〔原則3-1〕

### (4) インサイダー情報の管理

金融商品取引法等の関連法令の順守に加え、企業倫理要項においてもインサイダー取引の防止を周知徹底することで、未公表の重要事実等のインサイダー情報の管理に万全を期します。〔補充原則5-1②(v)〕

## 2 株主・投資家との建設的な対話

### (1) 対話のための体制

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家との対話を行い、その意見を真摯に受け止め、適切に経営に反映させることが重要であるとの認識に立ち、代表取締役が統括しIR担当部署を設置します。

IR担当部署は、本社各部門と、社内情報の収集や対外メッセージの策定等において日常的な業務連携を行い、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進します。〔原則5-1、補充原則5-1①・②(i)(ii)〕

### (2) コミュニケーションの充実

機関投資家、個人投資家それぞれに、経営説明会や工場等の施設見学会を実施する等、個別面談以外の直接的なコミュニケーションの充実に取り組みます。〔補充原則5-1②(iii)〕

### (3) フィードバック

経営陣幹部及びIR担当部署等は、個別面談やその他の対話機会にて株主・投資家の

皆様からいただくご意見等について、定期的に共有する会議を設け、経営判断の参考とします。〔補充原則 5-1② (iv)〕

## 第6章 その他

### 1 資本政策の基本的な方針

資本政策の基本的な方針については、決定の都度、適切な時期に、決算短信等の適切な媒体に記載し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の説明を行います。〔原則 1-3、原則 5-2〕

### 2 政策保有株式に関する基本的な方針

#### (1) 政策保有に関する基本的な方針

ア 当社は、取引先との安定的な関係維持・強化を通じた当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、政策保有株式を保有します。

イ 政策保有株式のうち、主要なものについては、毎年、取締役会において、継続保有による中長期的な経済合理性や取引先との関係等を総合的に検証し、保有の要否を判断します。

#### (2) 議決権の行使に関する基準

当社は、政策保有株式の発行会社の経営方針等を勘案した上で、発行会社及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から議案毎に賛否を総合的に判断し、議決権を行使します。〔原則 1-4〕

以 上

2016年10月20日 制定

2017年10月1日 改正

2018年2月15日 改正

2018年4月26日 改正

## 【別紙 1】

### 取締役会の構成、取締役及び執行役員を選定方針と手続

#### 1 取締役会の構成

- ア 実質的な議論を行うために適正と考えられる人数とします。
- イ 当社の業務に精通し知見を有する者、財務会計及び法令遵守等に知見・専門性を有する者等をバランスよく参画させるものとします。
- ウ 独立社外取締役を複数名以上置くものとします。
- エ 取締役候補者を選定するにあたっては、多様性の確保に鑑み、経歴やバックグラウンド等に留意します。

#### 2 取締役候補者の選定方針と手続

取締役候補者には、人格及び識見にすぐれ、当社グループの企業理念を実践するにふさわしく、当社グループの事業について関心を有し、深い洞察力を有する人物を選定します。

取締役候補者の選定方針については、取締役会の諮問機関であり、社外役員等を構成員とする人事・報酬諮問委員会で審議し、その結果を踏まえ取締役会で決定します。

また、具体的な候補者の選定案については、人事・報酬諮問委員会で審議し、審議の結果を踏まえ、取締役会で決定します。

#### 3 執行役員を選定方針と手続

執行役員を選定方針及び選定手続は、「2 取締役候補者の選定方針と手続」に準じ、取締役会で決定します。

## 【別紙2】

### 取締役・監査役のトレーニングの方針

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たすために必要又は有用な知識を得るための機会を適宜、継続的に提供します。また、研修参加費用等は、当社が負担します。

#### （取締役・監査役新任時）

新任の社内取締役及び監査役に対しては、取締役又は監査役に求められる責務（法的責任を含む。）について理解を深めるための機会を提供します。

また、新任の社外取締役又は社外監査役に対しては、当社グループの事業内容、経営戦略、事業戦略及び財務状況等について十分な時間を設けて説明等を実施します。

#### （就任後）

取締役・監査役に対しては、コンプライアンスに関するテーマ等、経営に必要又は有用となる知識をより深めるための研修を定期的 to 実施します。

また、監査役に対しては、外部の団体が開催する研修会への参加等、監査全般に必要なかつ有用な知識を得る機会を適宜提供します。

## 【別紙3】

### 社外役員の独立性基準

当社は、会社の経営やコーポレートガバナンスについての、客観性と公正性を確保するため、下記「社外役員の独立性基準」を充足すると判断した人物を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役（以下「独立社外役員」という。）として選任するものとします。

また、独立社外役員として就任した者については、継続して、下記の「社外役員の独立性基準」を維持しているか否かを検証するものとします。

### 記

#### 〈社外役員の独立性基準〉

積水ハウスは、次の各項のいずれにも該当しない者を、独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループの業務執行者等（※1）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者等、及び当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者等
3. 当社の大株主（※4）又はその業務執行者等
4. 当社グループから多額の寄付（※5）を受けている先（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の経済的利益（※6）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該経済的利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。）
6. 当社グループとの間で、取締役及び監査役の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者等
7. 就任前過去5年間に上記1から6に該当していた者
8. 近親者（※7）が上記1から7に該当していた者

9. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社及び一般株主と利益相反関係が生じうる特段の事情が存在すると認められる者

(※1) 業務執行者等

取締役（但し、社外取締役は除く。）、監査役（但し、社外監査役は除く。）、執行役、執行役員又は使用人である者その他これらに準じる者をいう。

(※2) (※3) 主要な取引先とする者、主要な取引先

積水ハウスグループを主要な取引先とする者とは、積水ハウスグループにおける事業等の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引先をいい、当該取引先と積水ハウスグループの取引金額が当該取引先の連結売上高の2%以上であることを目安とする。

積水ハウスグループの主要な取引先とは、積水ハウスグループにおける事業等の意思決定に対して、重要な影響を与え得る取引先をいい、積水ハウスグループの当該取引先に対する直近事業年度における連結売上高が積水ハウスの連結売上高の2%以上を占めることを目安とする。

(※4) 積水ハウスの大株主

積水ハウスの総議決権の10%以上を有する株主をいう。

(※5) 多額の寄付

積水ハウスグループから直近過去3事業年度の平均で、寄付の対象となる財産の評価額が、1000万円以上又は寄付先の売上高若しくは総収入の2%のいずれか大きい額を超える場合をいう。

(※6) 多額の経済的利益

積水ハウスグループから直近過去3事業年度の平均で、個人の場合は、年間1000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超える場合をいう。

(※7) 近親者

配偶者及び二親等内の親族をいう。